

＜技術情報検討会資料＞  
技術情報検討会は、新知見のふるい分けや作業担当課の特定を目的とした事務的な会議体であり、その資料及び議事録は原子力規制委員会の判断を示すものではありません。

資料 5 5 - 1 - 2 - 1

### 最新知見のスクリーニング状況の概要（自然ハザードに関するもの）（案）

令和 4 年 9 月 29 日 長官官房 技術基盤グループ

（期間：令和 4 年 7 月 9 日から令和 4 年 9 月 2 日まで）

最新知見等 情報シート番号	件名	スクリーニング結果 (対応の方向性(案))	資料ページ
22 地津-(B)-0014	「確率論的津波ハザード解析における津波発生・伝播モデルの不確かさの影響」について	iii)	2～6
22 地津-(D)-0016	伊豆諸島海底火山大室ダシの活動年代について	vi)	7～8
22 地津-(D)-0017	津波堆積物中の礫の円磨度から推定される古津波の浸水距離に関する知見について	iv)	9～11

対応の方向性（案）： i）直ちに規制部等関係部署に連絡・調整し、規制庁幹部に報告する。 ii）対応方針を検討し、技術情報検討会へ諮問する。 iii）技術情報検討会に情報提供・共有する。 iv）情報収集活動を行い、十分な情報が得られてから再度判断する（必要な場合には安全研究を実施する）。 v）安全研究企画プロセスに反映する。 vi）終了案件とする。以下同じ。

※フラジリティ分野の知見については「自然ハザード以外に関するもの」に分類する。

最新知見のスクリーニング状況（自然ハザードに関するもの）（案）

令和4年9月29日 長官官房 技術基盤グループ

（期間：令和4年7月9日から令和4年9月2日まで）

最新知見等情報シート番号	件名	情報の概要	受理日	1次スクリーニング		2次スクリーニング		
				対応の方向性	理由	対応の方向性	理由	対応方針
22 地津-(B)-0014	「確率論的津波ハザード解析における津波発生・伝播モデルの不確かさの影響」について	<p>投稿先：日本地震工学会論文集、Vol. 22、No. 4                      論文名：確率論的津波ハザード解析における津波発生・伝播モデルの不確かさの影響                      著者：杉野英治（原子力規制庁）・阿部雄太（伊藤忠テクノソリューションズ株式会社）                      公表日：令和4年8月31日</p> <p>著者らは、従来の確率論的津波ハザード解析（PTHA）手法<sup>注1</sup>における課題を提示し、その解決策を提案するとともに、提案手法をモデルサイトに適用して、不確かさ項目がPTHAの結果に及ぼす影響を比較分析している。</p> <p>1つ目の課題として、従来手法では地震規模に係るスケーリング則<sup>注2</sup>、地震発生頻度に係るゲテンベルグ・リヒター則<sup>注3</sup>の各モデルの不確かさを考慮していないことを挙げた。著者らは、これらを定量的に評価し、確率モデルを設定するとともに、これらのモデルを導入したPTHA手法を提案した。</p> <p>2つ目の課題として、従来手法では「偶然的不確定性は1本の津波ハザード曲線で、認識論的不確定性は複数の津波ハザード曲線で表現する」とされ、ハザード曲線の本数として現れるのは認識論的不確定性の影響のみとなり、2種類の不確かさの影響を比較することができないことを挙げた。著者らは、2種類の不確かさの影響が共にハ</p>	2022/6/24	iii)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）第5条では、設計基準対象施設は、基準津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならないと規定されている。また、設置許可基準規則解釈別記3において、策定された基準津波については、その水位の超過確率を把握することを求めている。さらに、「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」では、確率論的津波ハザード評価（以下「PTHA」という。）により当該超過確率を求め、その値が参照されていることを確認する、としている。</li> <li>・ 当該情報では、プレート間地震による津波を対象に、PTHA手法においてこれま</li> </ul>	iii)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）第5条では、設計基準対象施設は、基準津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならないと規定されている。また、設置許可基準規則解釈別記3において、策定された基準津波については、その水位の超過確率を把握すること</li> </ul>	

最新知見等情報シート番号	件名	情報の概要	受理日	1次スクリーニング		2次スクリーニング		
				対応の方向性	理由	対応の方向性	理由	対応方針
		<p>ザード曲線の本数やその拡がりとして明示的に表せるよう、層別サンプリング法<sup>注4)</sup>及びラテン超方格法<sup>注5)</sup>を組み合わせた方法を提案した。</p> <p>さらに、著者らは、上記の不確かさ項目のほかに、津波波源の不均一すべり分布の配置パターン及び津波伝播モデルの不確かさを考慮して、福島県沖を例として PTHA を実施した。そして、上記の四つの不確かさ項目について、不確かさを考慮した確率モデルと不確かさを考慮しない平均モデルとしたときの違いやロジックツリー分岐が PTHA 解析結果に及ぼす影響を定量的に評価し、その結果、福島県沖の適用事例では、今回検討した中で地震規模に係るスケールリング則の不確かさの影響が最も大きいことを示した。</p> <p>注1：著者らは、従来の PTHA 手法として以下の参考文献を挙げている。</p> <p>1) 土木学会原子力土木委員会津波評価小委員会：原子力発電所の津波評価技術 2016, 2016.</p> <p>2) 杉野英治ほか：確率論的津波ハザード評価における津波想定の影響，日本地震工学会論文集，2015.</p> <p>3) 地震調査研究推進本部地震調査委員会：南海トラフ沿いで発生する大地震の確率論的津波評価，2020.</p> <p>注2：地震規模に係るスケールリング則とは、過去の地震のデータ（例えば、断層面積と地震モーメント）を近似した平均的傾向を表す経験式（回帰</p>		<p>で考慮されていなかった地震規模に係るスケールリング則及び地震発生頻度に係るグーテンベルク・リヒター則の各モデルの不確かさを定量的に評価し、確率モデルを設定した。また、不確かさを考慮する方法とその適用事例を示した上で、地震規模に係るスケールリング則の不確かさが評価結果に大きく影響することを示した。</p> <p>・「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」の「4. 超過確率の参照」は、「津波発生モデル及び津波発生・伝播の数値モデルの不確かさを考慮して、（中略）津波水位とその超過確率との関係を表す津波ハザード曲線が算定されていることを確認する。」としている。本論文の知見は、「津波発生モデルの不確かさ」の具体的な項目とその導入方法を提案したものであり、これらの審査ガイドに反映すべ</p>	<p>を求めている。さらに、「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」では、確率論的津波ハザード評価（以下「PTHA」という。）により当該超過確率を求め、その値が参照されていることを確認する、としている。</p> <p>・当該情報では、プレート間地震による津波を対象に、PTHA 手法においてこれまで考慮されていなかった地震規模に係るスケールリング則及び地震発生頻度に係るグーテンベルク・リヒ</p>			

最新知見等情報シート番号	件名	情報の概要	受理日	1次スクリーニング		2次スクリーニング		
				対応の方向性	理由	対応の方向性	理由	対応方針
		<p>モデル) のことをいう。</p> <p>注 3 : 地震発生頻度に係るグーテンベルグ・リヒター則とは、地震の発生頻度と規模の関係を表す法則であり、縦軸を発生頻度の対数とした片対数グラフ上で直線関係を表す回帰式がよく知られている。また、これを改良した方法も提案されている。</p> <p>注 4 : 層別サンプリング法とは、母集団を適当な数の層に分割し、各層でランダムサンプリングを行う方法をいう。ランダムサンプリングの質や効率の向上が見込まれる。</p> <p>注 5 : ラテン超方格法とは、実験計画法の一つであり、2次元のラテン方格を n 次元に拡張したものをいう。n 個の因子をそれぞれ m 層の層別サンプリングを行い、ランダムな m 組の組合せを設定することにより、試行回数を減らすことができる。</p>			<p>き事項はない。</p> <p>・PTHA は、安全性向上評価においても実施する項目である。本知見では、地震規模に係るスケーリング則の不確かさの考慮の仕方により、事業者の PTHA の評価結果に大きな影響を与える可能性が見出された。そのため、ATENA 定例面談等で事業者に対して周知することとしたい。</p>		<p>ター則の各モデルの不確かさを定量的に評価し、確率モデルを設定した。また、不確かさを考慮する方法とその適用事例を示した上で、地震規模に係るスケーリング則の不確かさが評価結果に大きく影響することを示した。</p> <p>・「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」の「4. 超過確率の参照」は、「津波発生モデル及び津波発生・伝播の数値モデルの不確かさを考慮して、 (中略)津波水位とその超過</p>	

最新知見等情報シート番号	件名	情報の概要	受理日	1次スクリーニング		2次スクリーニング		
				対応の方向性	理由	対応の方向性	理由	対応方針
							<p>確率との関係を表す津波ハザード曲線が算定されていることを確認する。」としている。本論文の知見は、「津波発生モデルの不確かさ」の具体的な項目とその導入方法を提案したものであり、これらの審査ガイドに反映すべき事項はない。</p> <p>・PTHAは、安全性向上評価においても実施する項目である。本知見では、地震規模に係るスケージングの不確かさの考慮の仕方により、事業者のPTHAの評価結果に大きな</p>	

最新知見等情報シート番号	件名	情報の概要	受理日	1次スクリーニング		2次スクリーニング		
				対応の方向性	理由	対応の方向性	理由	対応方針
							影響を与える可能性が見出された。そのため、ATENA 定例面談等で事業者に対して周知することとしたい。	

最新知見等情報シート番号	件名	情報の概要	受理日	1次スクリーニング		2次スクリーニング		
				対応の方向性	理由	対応の方向性	理由	対応方針
22 地津-(D)-0016	伊豆諸島海底火山大室ダシの活動年代について	<p>発表日： 令和4年6月29日  掲載誌： Geology  論文名： Past eruptions of a newly discovered active, shallow, silicic submarine volcano near Tokyo Bay, Japan  著者： Iona M. McIntosh*, Kenichiro Tani**, Alexander R.L. Nichols***, Qing Chang* and Jun-Ichi Kimura* (*Japan Agency for Marine-Earth Science and Technology (JAMSTEC)、**National Museum of Nature and Science、***University of Canterbury)</p> <p>当該情報は海洋研究開発機構のマッキントッシュ氏らが伊豆大島の南東 20km に位置する海底火山大室ダシにおいて海底に堆積した噴出物を対象に実施した堆積物調査の結果を取りまとめたものである。</p> <p>当該情報の新規性は、大室ダシの海底に堆積した噴出物を採取・分析し、その噴出年代について検討し大室ダシの活動履歴の一部を明らかにしたことにある。具体的には、①大室ダシ火口地形において採取した試料と、伊豆大島の058テフラ、利島の03Tテフラについて化学分析を行い、それぞれの化学組成が一致することからこれらが同一の噴出物であることを明らかにした。②大室ダシ山頂の溶岩試料について、氷底噴火で用いられる手法を応用し OH 含有量から噴出時の水深を求め、海水準変動データから得られる過去の水深と</p>	2022/7/29	vi)	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山ガイドにおいては、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出として、「原子力発電所の地理的領域において第四紀に活動した火山（以下「第四紀火山」という。）を抽出し、その中から、完新世に活動があった火山及び完新世に活動を行っていないものの将来の活動可能性が否定できない火山は、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山として4. の個別評価対象とする」とされている。</li> <li>当該情報はこれまで活動履歴が明らかにならなかった当該火山において、第四紀における3回の噴火活動、そのうち1回は完新世の噴火であることを明らかにしたものであり、完新世に活動した火山として抽出すべき検討対象となるため、地理的に比較的近い浜岡原子力発電所等に関連する情報であ</li> </ul>			

最新知見等情報シート番号	件名	情報の概要	受理日	1次スクリーニング		2次スクリーニング		
				対応の方向性	理由	対応の方向性	理由	対応方針
		<p>比較することで噴火年代を推定した。また同様に③大室ダシ山頂の低発泡軽石礫について噴火年代を推定した。</p> <p>その結果、①従来給源が不明であった伊豆大島と利島の約 13.8-13.2 ka のテフラが大室ダシ起源であることが判明したことから、大室ダシにおいて約 13.8-13.2 ka に噴火が発生していたこと、②大室ダシ山頂で噴出した溶岩の噴出年代が 9.8-7.3 ka であったこと、③大室ダシ山頂の低発泡軽石礫の噴出年代が約 11.3-10.7 ka であったことが明らかになった。これにより、これまで活動履歴が不明であった大室ダシ海底火山において、過去約 1 万 4 千年の間に 3 回の噴火が発生していたことが明らかになった。</p>			<p>ることから審査部門と情報を共有した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該情報には、上記火山ガイドに新たに反映する知見はない。</li> <li>・以上より、終了案件とする。<b>なお、当該知見に関連する情報については引き続き収集を行う。</b></li> </ul>	/		



最新知見等情報シート番号	件名	情報の概要	受理日	1次スクリーニング		2次スクリーニング		
				対応の方向性	理由	対応の方向性	理由	対応方針
22 地津-(D)-0017	津波堆積物中の礫の円磨度から推定される古津波の浸水距離に関する知見について	<p>掲載誌： Scientific Reports  論文名： Palaeo-tsunami inundation distances deduced from roundness of gravel particles in tsunami deposits  著者： Daisuke Ishimura (首都大学東京(現：東京都立大学))・Keitaro Yamada (立命館大学)  公表日： 令和元年7月16日</p> <p>著者らは、2011年東北地方太平洋沖地震津波(以下「2011年津波」という。)を含む計11層の津波堆積物が確認できている岩手県下閉伊郡山田町小谷島を調査対象として、津波堆積物中の礫の混合比に基づき津波の浸水距離を推定できる可能性を示した新たな手法を提案している。概要を以下に示す。</p> <p>1) 津波堆積物中の礫の分析(海岸及び河川からの堆積物の区分とその比率(混合比))</p> <p>著者らは、まず調査対象地域の津波堆積物中の礫並びに海岸及び河川支流の礫の円磨度を画像解析によって測定し、「円磨度・円磨度分布に明瞭な違い(海岸堆積物の礫は丸みを帯び、河川堆積物の礫は角ばっている)が得られたこと」、及び「2011年津波の津波堆積物の円磨度を測定した結果、その分布は海岸堆積物及び河川堆積物に対応する2つのモードが存在していたこと」を踏まえ、調査対象の津波堆積物が海岸堆積物と河川堆積物から構成されていると仮定し、これらの混合</p>	2022/9/2	iv)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準津波の審査ガイド<sup>1)</sup>では、基準津波の選定結果の検証として、敷地周辺における津波堆積物等の地質学的証拠等から推定される津波の規模を超えていることを確認することとしている。津波堆積物調査から得られる津波堆積物の分布域及び分布高度は、実際の浸水域及び浸水高・遡上高より小さいことが知られており、これらの差分を考慮して津波発生時の浸水域等を評価している(例えば<sup>2)</sup>)。</li> <li>当該情報は、既知の津波堆積物中の礫の円磨度・円磨度分布から海岸・河川の礫の混合比を算定することによって津波の浸水距離を推定できる可能性を示した新たな手法である。しかし、ローカルな検討結果であり、現時点で汎用性が確認できないため、審査ガイド<sup>1)</sup>に反映すべき事項はない。</li> <li>ただし当該情報の汎用性</li> </ul>			

最新知見等情報シート番号	件名	情報の概要	受理日	1次スクリーニング		2次スクリーニング		
				対応の方向性	理由	対応の方向性	理由	対応方針
		<p>比を算出している。</p> <p>2) 津波堆積物中の混合比からの浸水距離の推定（浸水距離の約 40%で混合比が顕著に変化する地点を TGIP と定義）</p> <p>2011 年津波、1896 年明治三陸津波及び 1611 年慶長津波と対比される堆積物（それぞれ、地表から 1 番目、2 番目、3 番目の堆積層）を採取した複数地点（海岸からの距離）を、先行研究等で求められているそれぞれの津波の浸水距離で正規化したところ、以下の点があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- いずれも海岸からの浸水距離の約 40%地点で、混合比が急激に変化している。</li> <li>- 津波の大きさに関係無く、海岸から浸水距離までの混合比の分布パターンが一定である。</li> </ul> <p>これらの傾向を踏まえ、浸水距離の約 40%で混合比が顕著に変化する点を Tsunami gravel inflection point (TGIP) とした。なお、TGIP はサイト固有な値と述べている。</p> <p>3) 本提案手法の適用事例</p> <p>著者らは、約 1000 年前の津波堆積物（地表から 4 番目の堆積層）の混合比の分布から TGIP を 280m、津波の浸水距離を 700m と評価し、1896 年明治三陸津波と同等かそれ以下の規模と推定した。また、前述よりも古い津波堆積物については、ある内陸の調査地点（トレンチ）における混合比</p>			<p>が確認されれば、津波堆積物情報から遡上高に換算できるので、有益な情報となり得る。そのため、審査部門に情報を提供・共有した。なお、当該情報の津波堆積物は、既知の津波堆積物であり、新たな情報ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以上により、引き続き当該知見に関する情報収集活動を行い、十分な情報が得られてから再度判断する。</li> </ul> <p>1) 原子力規制委員会：基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド、2021 年 6 月改訂。</p> <p>2) 内閣府 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書、2022 年 3 月。</p>			

最新知見等情報シート番号	件名	情報の概要	受理日	1次スクリーニング		2次スクリーニング		
				対応の方向性	理由	対応の方向性	理由	対応方針
		に基づき、それぞれの津波の浸水距離の大小を相対的に示した。ただし、これらの推定は海岸線位置が現在と同様であったと仮定しているため、より正確な津波浸水距離等を推定するには、当時の海岸線を復元する必要があると述べている。				/		